

貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正後	現行
<p>（登録の申請）            第一条（略）            2（略）            3 第一項に規定する「営業所又は事務所」とは、貸金業者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務（法第二条第一項に規定する貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収をいう。以下同じ。）の全部又は一部を継続して営む施設又は設備（自動契約受付機、現金自動設備（現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。以下同じ。）及び代理店を含む。）をいう。ただし、現金自動設備にあつては、営業所等（現金自動設備を除く。）の同一敷地内（隣接地を含む。）に設置されたものを除く。            4、5（略）            第二条（取締役等と同等以上の支配力を有する者）            一、二（略）            三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第四条及び第五条の三第一項第一号において同じ。）の業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人若しくはこれらに準ずる者又は前二号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人</p> <p>（登録申請書に記載する連絡先等）            第三条の二 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。            一 電話番号（場所を特定するもの及び当該場所を特定するもの</p>	<p>（登録の申請）            第一条（略）            2（略）            3 第一項に規定する「営業所又は事務所」とは、貸金業を営む者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務（法第二条第一項に規定する貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収をいう。）の全部又は一部を継続して営む施設又は設備（自動契約受付機、現金自動設備（現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。以下同じ。）及び代理店を含む。）をいう。ただし、現金自動設備にあつては、営業所等（現金自動設備を除く。）の同一敷地内（隣接地を含む。）に設置されたものを除く。            4、5（略）            第二条（取締役等と同等以上の支配力を有する者）            一、二（略）            三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第四条において同じ。）の業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人若しくはこれらに準ずる者又は前二号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人</p> <p>（新設）</p>

に係る着信課金サービスに係るものに限る。)

- 二 ホームページアドレス(使用する自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。)(のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。以下同じ。)
- 三 電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)

- 2) 前項第二号又は第三号に掲げるものを法第四条第一項第七号に掲げる事項として同項の登録申請書に記載する場合には、前項第一号に掲げるもののいずれかを併せて記載しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

- 第四条 法第四条第二項第一号に掲げる法第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、別紙様式第一号の二により作成しなければならない。

- 2) 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。)(その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真をはり付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの(次項第一号に掲げる書類を除く。)(並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートル

(登録申請書の添付書類)

- 第四条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)(とする。

- 一 登録申請者(法人である場合にあつては、その役員(法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。以下同じ。)(をいい、未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。以下この項において同じ。)(及び令第三条に規定する使用人(以下「重要な使用人」という。)(の住民票の抄本(当該登録申請者又は重要な使用人が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書)又はこれに代わる書面

- 二 登録申請者又は重要な使用人が法第六条第一項第一号(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百五十一号)附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)(及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書(当該登録申請者又は重要な使用人が外国人

ルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとす  
3) 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次  
に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三  
月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条  
第一項第二号に規定する役員をいう。以下同じ。）とし、未成  
年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。以下この項  
において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な  
使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第二十四条の  
七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（  
当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国  
人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこ  
れに代わる書面

二 登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が法第六  
条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（  
当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国  
人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書  
）

三 別紙様式第二号により作成した登録申請者及び重要な使用人  
の履歴書

四 法人である場合においては、定款又は寄附行為（人格のない  
社団又は財団の場合においては、定款又は寄附行為に準ずるもの  
）及び登記簿の謄本並びに別紙様式第三号により作成した株主若  
しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこ  
れらに代わる書面

五 代理店（第一条第四項に規定する代理店をいう。以下同じ。  
）がある場合においては、当該代理店に係る代理店契約書又はこ  
れに代わる書面

六 別紙様式第三号の二により作成した登録申請者、重要な使用  
人及び貸金業務取扱主任者の氏名及び生年月日等を記載した書  
面

七 法人である場合においては、登録の申請の日を含む事業年度

2  
である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書（  
法第四条第二項（法第八条第三項において準用する場合を含  
む。）に規定する法第六条第一項各号に該当しないことを誓約す  
る書面は、別紙様式第四号により作成しなければならない。）

の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の監査報告書の写し

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

九 個人である場合においては、別紙様式第四号により作成した財産に関する調書

十 貸金業務取扱主任者が申請の日前三年以内に貸金業務取扱主任者研修（法第二十四条の七第五項に規定する研修をいう。以下同じ。）を受講した者である場合においては、第二十六条の二十六第二項の書面の写し

（登録の実施）

第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録をするときは、別紙様式第一号の第二面から第八面までを貸金業者登録簿につづることにより行うものとする。

2 （略）

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）

第五条の二 法第六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の

（登録の実施）

第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録をするときは、別紙様式第一号の第二面から第七面までを貸金業者登録簿につづることにより行うものとする。

2 （略）

（新設）

取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの

（財産的基礎等）

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、第四条第三項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同項第九号に規定する財産に関する調書において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 法人（日賦貸金業者（法第十四条第五号に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。）を除く。） 五百万円

二 個人（日賦貸金業者を除く。） 三百万円

三 日賦貸金業者 百五十万円

2 法第六条第一項第十四号に規定する資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由とは、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと（当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。）とする。

（変更の届出）

第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書（次項において単に「変更届出書」という。）に、同条第三項に規定する添付書類（次項において単に「添付書

（新設）

第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書（次項において単に「変更届出書」という。）に、同条第三項において準用する法第四条第二項の規定による添

類」という。)一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 役員(第二条第三号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。)又は重要な使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

イ 第四条第二項に規定するもの

ロ 住民票の抄本(外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面

ハ 法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書(外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書)

ニ 別紙様式第二号により作成した登録申請者及び重要な使用人の履歴書

ホ 別紙様式第三号の二により作成した氏名及び生年月日等を記載した書面

二の二 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第十号並びに前号イ、ロ、ニ及びホに掲げる書類

三 未成年である貸金業者の法定代理人又は第二条第三号に掲げる者(以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 新たに法定代理人となつた者に係る第二号イからホまでに掲げる書類

四 (略)

(証明書の様式等)

付書類(次項において単に「添付書類」という。)一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項において準用する法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 役員(第一条第三号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。)又は重要な使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る第四条第一項第一号から第三号までに掲げる書類

(新設)

三 未成年である貸金業者の法定代理人又は第一条第三号に掲げる者(以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 新たに法定代理人となつた者に係る第四条第一項第一号から第三号までに掲げる書類

四 (略)

第十條の二 法第十三條の二に規定する証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真

(新設)

がはり付けられたものとする。

一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合(次号に該当する場合を除く。)

イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ロ 従業者の氏名

二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合(貸金業者の委託を受けて貸金業を代理する場合を含む。)

イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあつてはその登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ハ 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨

二 従業者の氏名

2 法第十三條の二に規定する貸金業の業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者である顧客又は保証人(これらにならうとする者を含む。)(と対面することなく行う業務を含まないものとする。)

3 従業者は、貸金業の業務に従事するに際し、相手方の請求があつたときは、第一項の証明書を提示しなければならない。

(貸付条件の揭示)

第十一條 (略)

2 法第十四條第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

3、4 (略)

(貸付条件の揭示)

第十一條 (略)

2 法第十四條第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

3、4 (略)

(貸付条件の広告等)

第十二条 法第十五条第一項第二号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

2 法第十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付け（手形の割引及び売渡担保を除く。） 次に掲げる事項

イ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数

ロ 前条第二項第一号イ及びロに掲げる事項

二 金銭の貸借の媒介 媒介手数料の計算の方法

三 貸金業者登録簿に登録されたホームページアドレス又は電子メールアドレスを表示し、又は説明するとき 貸金業者登録簿に登録された電話番号

3 前条第三項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。この場合において、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。

4 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、法第十五条第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明しなければならない。

5 法第十五条第二項に規定する広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘とする。

6 法第十五条第二項に規定する連絡先等であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電話番号

二 ホームページアドレス

三 電子メールアドレス

7 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、不当景品類及び

(貸付条件の広告)

第十二条 法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付け 次に掲げる事項（手形の割引及び売渡担保にあつては、イに掲げる事項に限る。）

イ 貸金業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名及び登録番号

ロ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数

ハ 前条第二項第一号イ及びロに掲げる事項

二 金銭の貸借の媒介 次に掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項

ロ 媒介手数料の計算の方法

2 前条第三項の規定は、貸金業者が法第十五条の規定による表示をする場合について準用する。ただし、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。

3 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、法第十五条各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

4 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、次に掲げる広告をしてはならない。

一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条第一項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告

二 次に掲げる表示をした広告

イ 顧客を誘引することを目的とした特定の商品を主力商品とするような表示

ロ 他の貸金業者の利用者又は返済能力がないと思われる者を対象として勧誘する旨の表示

ハ 無条件又は無審査で借入れが可能であると誤解させるような表示

二 借入れが容易であることを過度に強調し、又は実際よりも

不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条第一項の規定に基づき都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。

（帳簿の備付け）

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五（略）

六 貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等（債務者又は保証人をいう。第十九条第二項において同じ。）その他の者との交渉の経過の記録

七（略）

イ 八（略）

2、3（略）

（取立て行為の規制）

第十九条 法第二十一条第一項第一号（法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項（法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一条第二項（法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項（法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らか電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事項

軽い返済負担であると誤解させることにより、資金需要者の借入意欲をそするような表示

ホ 第二項ただし書の場合において、貸付けの利率以外の利率が貸付けの利率より目立つような表示

（帳簿の備付け）

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五（略）

（新設）

六（略）

イ 八（略）

2、3（略）

（取立てに当たり明らかにすべき事項）

第十九条 法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

三 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項

る事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行わなければならない。

- 3 | 法第二十一条第二項第八号（法第二十四条第二項、法第二十四条の第二項、法第二十四条の第三項、法第二十四条の第四項及び法第二十四条の第五項）（法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。
- 。 | に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 | 支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額
- 二 | 支払を催告する金額の内訳（元本、利息及び債務の不履行による賠償額の別をいう。）
- 三 | 書面又はこれに代わる電磁的記録を保証人に対し送付する場合にあつては、保証契約の契約年月日及び保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

- 4 | 貸金業者は、法第二十一条第二項（法第二十四条第二項、法第二十四条の第二項、法第二十四条の第三項、法第二十四条の第四項及び法第二十四条の第五項）において準用する場合を含む。）の規定により送付すべき書面又はこれに代わる電磁的記録を作成するときは、支払を催告する債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、法第二十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項の記載に代えることができる。

- 5 | 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 | 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 | 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項
- 三 | 債務者等に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
- イ | 法第二十一条第二項第六号及び第七号に掲げる事項
- ロ | 第三項第一号及び第二号に掲げる事項
- 四 | 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項

- 6 | 法第二十一条第三項（法第二十四条第二項、法第二十四条の二

第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項（法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、書面を交付又は送付する方法とする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者から委託を受けた者の従業者であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十三条の二に規定する証明書の提示によることができる。

（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十五条 法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第

（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十五条 法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 （略）

（保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第

第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の二 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び住所

二 当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 法第十七条第一項第三号から第七号まで及び第九号に掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。)(この場合において、第十三条第一項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(第十四条第二項第三号に掲げる事項を除く。)(この場合において、第十四条第二項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。)

ハ 保証契約の契約年月日

五 譲渡年月日及び当該債権の額

2) 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に

第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

(新設)

記載された債権の譲渡については適用しない。

3) 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

(債権譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所  
二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 譲り受けた債権の額

四 法第十七条第一項第五号から第七号までに掲げる事項

五 第十三条第一項第一号又は掲げる事項

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 法第二十四条の六において準用する法

第二十四条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る

(新設)

(新設)

区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ及び  
ワに掲げる事項を除く。）。「この場合において、同項第一号  
八中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契  
約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る  
契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（第三号に掲げる事項を  
除く。）。「この場合において、同項第五号中「貸金業者」と  
あるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）  
第二十六条の二十三の五 法第二十四条の六において準用する法  
第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣  
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を  
締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契  
約年月日

三 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

四 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

五 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に  
応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワに  
掲げる事項を除く。）。「この場合において、同項第一号八中「  
貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

六 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事  
項

イ 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契  
約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る  
契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（第三号に掲げる事項を  
除く。）。「この場合において、同項第五号中「貸金業者」と  
あるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）  
第二十六条の二十三の五 法第二十四条の六において準用する法  
第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣  
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を  
締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契  
約年月日

三 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

四 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

五 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に  
応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワに  
掲げる事項を除く。）。「この場合において、同項第一号八中「  
貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

六 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事  
項

イ 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契  
約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

八 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）（この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。）

ホ 保証契約の契約年月日

七 再譲渡年月日及び当該債権の額

2| 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3| 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（保証業者に対する通知）

第二十六条の二三の六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項）

第二十六条の二三の七 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 保証等に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に

（新設）

（新設）

関する定めがあるときは、その内容

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の八 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

二 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びワに掲げる事項を除く)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

(新設)

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

（受託弁済者に対する通知）

第二十六条の二十三の九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項）

第二十六条の二十三の十 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 受託弁済に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

五 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにす

（新設）

（新設）

べき事項)

- 第二十六条の二十三の十一 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
  - 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項
    - イ 当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
    - ロ 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る契約の年月日
    - ハ 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
    - ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項
    - ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ及びビワに掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
    - 三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項
      - イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
      - ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
      - ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
      - ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
    - ホ 保証契約の契約年月日

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

- 第二十六条の二十三の十二 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(新設)

- 一 当該保証等に係る求償権等が貸金業を営む者の貸付けに係る契約に係る保証により発生した<sup>一</sup>こと。
- 二 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
- 三 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
- 四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
- 五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項
- 六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
- 七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
  - イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項
  - ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項
  - ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。
  - ホ 保証契約の契約年月日
  - ハ 譲渡年月日及び当該債権の額
- 八 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。
- 九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

(保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 保証等に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に關する定めがあるときは、その内容

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十四 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した

(新設)

(新設)

貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ及びビワに掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得了た保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

（保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十五 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該保証等に係る求償権等が貸金業を営む者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したこと。

二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得了た保証業者及び当該保証等に係る求償権等に

（新設）

係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

三 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
八 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

ハ 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 | 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 | 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと。

二 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

三 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事

項

イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

八 譲渡年月日及び当該債権の額

2| 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3| 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の

(新設)

規定による通知は、書面により行わなければならない。

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十七 法第二十四条の六において準用する法

第二十四条の五第二項において準用する法第二十條に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 受託弁済に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

五 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十八 法第二十四条の六において準用する法

第二十四条の五第二項において準用する法第二十一條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を

(新設)

(新設)

営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

二 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ及びウに掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九 法第二十四条の六において準用する法

第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したこと。

二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償

（新設）

権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事

イ 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ 保証契約の契約年月日

ハ 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（貸金業務取扱主任者の選任）

第二十六条の二十五 貸金業者は、法第二十四条の七第一項の規定により貸金業務取扱主任者を選任するときは、既に他の営業所等の貸金業務取扱主任者として選任している者を選任することがで

（新設）

きない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店に係る貸金業務取扱主任者の選任にあつては、この限りでない。

(貸金業務取扱主任者研修の受講)

第二十六条の二十六 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、利息制限法(昭和二十九年法律第百号)、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項

二 貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、前号に規定する法令の規定を遵守させ、その業務を適正に実施するための管理体制の整備に関する事項

2 都道府県知事(法第二十四条の七第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者)は、貸金業務取扱主任者研修を受講した者にはその旨を証する書面を、その者に貸金業務取扱主任者研修を受けさせた貸金業者にはその書面の写しを交付するものとする。

3 前項の書面には、当該書面ごとに番号を付すとともに、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸金業務取扱主任者研修を受講した者の氏名及び生年月日

二 貸金業務取扱主任者研修を受講した年月日

三 貸金業務取扱主任者研修を実施した者の名称

4 法第二十四条の七第六項に規定する内閣府令で定める期間は、三年間とする。

5 貸金業者は、法第二十四条の七第八項の規定により届出をしようとするときは、別紙様式第七号の二により作成した研修受講届出書に、第二項の書面の写し一通を添付して、その登録を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(指定の申請)

第二十六条の二十七 法第二十四条の七第十項の指定を受けようとする者は、別紙様式第七号の三により作成した指定申請書に、その者が行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(指定の基準)

第二十六条の二十八 法第二十四条の七第十項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない団体であること。
- 二 第二十六条の三十の規定により指定を取り消されたことのある団体である場合にあつては、その取消の日から五年を経過していること。
- 三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者であること。
- 四 行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の内容が適切であるものと認められること。

(変更の届出)

第二十六条の二十九 法第二十四条の七第十項の指定を受けた者は、第二十六条の二十七の規定により提出した指定申請書及び貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第二十六条の三十 金融庁長官は、法第二十四条の七第十項の指定を受けた者が第二十六条の二十八各号(第二号を除く。)のいずれかに適合しなくなつた場合又は前条の規定による届出をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(貸金業務取扱主任者研修の実施結果の報告)

第二十六条の三十一 都道府県知事(法第二十四条の七第十項の規定により、都道府県知事が同項の指定を受けた者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該者(以下この条において「指定を受けた者」という。))は、貸金業務取扱主任者研修を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、金融庁長官(指定を受けた者が実施したときは、金融庁長官及びその者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせた都道府県知事)に提出しなければならない。

一 実施年月日

二 実施場所

三 受講者数

四 第二十六条の二十六第二項の規定により交付する書面の交付年月日

五 前各号に掲げるもののほか、指定を受けた者にあつては、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせた都道府県知事が定める事項

2| 前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日及び第二十六条の二十六第二項の規定により交付する書面の番号を記載した受講者一覧表を添付しなければならない。

3| 前項の受講者一覧表に記載される事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの添付をもつて前項の受講者一覧表の添付に代えることができる。

(新設)

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年一月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条及び第五条の規定 公布の日

二 第十九条の改正規定（同条第三項及び同条第五項第三号口に係る部分に限る。） 平成十六年五月一日

### (経過措置)

第二条 改正法附則第四条第一項の規定による届出をしようとするときは、この府令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「新貸金業規制法施行規則」という。）第一条第一項の別紙様式第一号の第四面及び第五面により作成した改正法第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（以下「新貸金業規制法」という。）第四条第一項第六号及び第七号に掲げる事項を記載した書面に、貸

金業務取扱主任者（新貸金業規制法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）が新貸金業規制法第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面並びに貸金業務取扱主任者に係る新貸金業規制法施行規則第四条第十号並びに第八条第二号ロ、ハ及びホに掲げる書類を添付しなければならない。

第三条 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定めるものは、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十六第一項第一号に掲げる事項に関する研修とする。

2 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定める者は、全国貸金業協会連合会その他金融庁長官が指定する者が行った新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十六第一項第一号に掲げる事項に関する研修を受講した者とする。

3 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定める日は、施行日から起算して十八月を経過する日とする。

第四条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日から起算して二月を経過した日後である改正法第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「旧貸金業規制法」という。）第三条

第一項の登録に係る新貸金業規制法第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業規制法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日後である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業規制法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業規制法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第五条 新貸金業規制法第二十四条の七第十項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十七の規定の例により、同条の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、新貸金業規制法第二十四条の七第十項の指定をすることができる。

3 第一項の規定による申請の変更の届出及び前項の規定による指定の取消しについては、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十九及び第二十六条の三十の規定の例による。